

個人向けデジタル化資料送信サービス 利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、国立国会図書館（以下「当館」といいます。）が提供する個人向けデジタル化資料送信サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する条件を定めるものです。

1. 適用

- 1.1. 本サービスを利用するためには本規約への同意が必要です。
- 1.2. 本サービスの利用に当たっては、著作権法（昭和45年法律第48号）及び国立国会図書館資料利用規則（令和4年国立国会図書館規則第1号）のほか、本規約で定める事項を遵守してください。これらの事項に違反した本サービスの利用者（以下単に「利用者」といいます。）に対し、当館は本サービスの利用を制限、中止又は停止することができるものとします。

2. 本サービスの概要

本サービスは、著作権の保護期間満了を確認できていない当館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難なもの（著作権者等の申出を受けて、3か月以内に入手困難な状態が解消する蓋然性が高いと当館が認めたものを除きます。以下「送信資料」といいます。）を、利用者自身の端末等を用いてインターネット経由で閲覧できるサービスです。

3. 本サービスの利用者

本サービスは、当館の個人の登録利用者（簡易登録利用者を除きます。）等で本規約に同意した方のうち、日本国内に居住している方を対象とするサービスです。登録が失効した場合又は居住地が国外となった場合は、本サービスを利用できません。当館の登録利用者制度については、「国立国会図書館の利用者登録（個人）について」を参照してください。

4. 利用者による登録情報等の管理

- 4.1. 登録情報（氏名、住所、電話番号等）は、常に正確かつ完全な情報を登録してください。
- 4.2. 登録情報に変更があった場合は、常に最新の情報となるよう速やかに変更を行ってください。
- 4.3. 登録利用者ID及びパスワードは厳重に管理し、他者に知られないようにしてください。

5. 個人情報の取扱い

- 5.1. 当館は、本サービスの適正な運用及びサービス向上に資するため、本サービスにおける利用者の利用情報を取得し、一定期間保有します。
- 5.2. 当館の個人情報の取扱いについては、「国立国会図書館の個人情報の取扱いについて」に準拠しています。

6. 禁止事項

本サービスの利用に関し、利用者の次の行為を禁止します。

- (1) 著作権者の許諾なく送信資料の電子ファイルを送信又は転載する行為。例えば次の行為が該当します。
 - (a) 送信資料の電子ファイル（スクリーンショット等により取得したものを含む。）をメール等で送信すること。
 - (b) 送信資料の電子ファイル（スクリーンショット等により取得したものを含む。）をインターネット上のサイトにアップロードすること（SNS 等への投稿を含む。）。
- (2) 著作権法の規定に反して、受信装置を用いて送信資料を公に伝達する行為。例えば次の行為が該当します。
 - (a) 営利を目的として、又は閲覧する者から料金を徴収して、送信資料をディスプレイ等に表示し、公衆に閲覧させること。
 - (b) 公共の施設以外で、送信資料を著作権法施行令（昭和 45 年政令第 335 号）で定める大きさを超える大きさでディスプレイ等に表示し、公衆に閲覧させること。
- (3) 利用者登録を行った本人以外の者が登録利用者 ID を利用する行為。例えば次の行為が該当します。
 - (a) 家族や職場等で一つの登録利用者 ID を共同で利用すること。
 - (b) 知人等から借り受けた登録利用者 ID を利用すること。
- (4) 一人の利用者が複数の登録利用者 ID を取得し、利用する行為
- (5) 著作権法、民法その他の法令に違反する行為又は当館が不適切と判断する行為

7. 利用者の責任

利用者は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、本サービス又は送信資料に対して行った一切の行為及びその結果について全ての責任を負うものとします。

8. サービスの変更及び当館の免責

当館は、災害等による情報システムの停止、情報システム又は電気通信設備の改修等の当館の責めに帰すことができない事由が発生した場合、事前に通知することなく、本サービスの内容を変更し、又は本サービスの全部若しくは一部の提供を中止又は停止することができるものとし、これによって利用者に生じたいかなる損害についても責任を負いません。

9. 規約の変更

当館は、当館が必要と判断する場合、事前に通告することなく、いつでも本規約を変更することができるものとします。本規約を変更した場合、当館は、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、当館の定める方法で利用者に通知します。